

事業所防災リーダー通信 2025 Vol.24

事業所防災リーダーのみなさまへ、防災知識や防災に関するお知らせ等を定期的に発信します。



備蓄や非常用設備は十分？防災の基本は備蓄から

2011年の東日本大震災では、公共交通機関が停止し、帰宅が難しくなった帰宅困難者が多く発生しました。これを受けて東京都は東京都帰宅困難者対策条例を制定し、2013年4月に施行しました。

この条例では事業者に対して従業員の一斉帰宅の抑制と従業員の3日分の食糧等の備蓄について努力義務を課しています。

※出典元:「東京都帰宅困難者対策ハンドブック」より

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/001/369/202303.pdf



従業員の安心安全を守るためにも、必要な備蓄や非常用設備について日頃から確認しておきましょう。

チェックしてみましょう

量 食糧や生活用品を事業所・店舗に従事する人数分、用意できていますか？

3日分の生活や業務を維持するために必要なものがたくさんあります。

▼必要な備蓄の例(1人あたり)

水	主食	毛布	簡易トイレ
1日3ℓ、計9ℓ	1日3食、計9食	1枚	1日5個、計15個

<その他 推奨備蓄品例>

衛生用品(トイレトーパー等)、敷物(ビニールシート等)、生理用品、救急医療薬品類、携帯カイロ、冷却材

場所 備蓄する場所を従業員に共有していますか？

せっかく備蓄していても、災害時にどこにあるか分からない状態では意味がありません。**備蓄する場所を決めておくとともに、従業員にもその場所を共有しておきましょう。**



管理 誰が・どうやって管理するか決めていますか？

備蓄用の食品は比較的長期間保存することができますが、管理を怠っていると「災害時に期限が切れてしまった」というような事態を招いてしまいます。

適切に管理するためにも、「何が・どこに・どのくらいあるか」という情報を表などでまとめ、定期的に見直しましょう。また、誰が管理するか、担当者も決めておくといいでしょう。

<ワンポイント>「上層階での備蓄保管」の推奨

- 津波などにより浸水する恐れのある場所に備蓄物資を保管している場合は、保管場所の見直しを行うこと。
- 高層庁舎において、備蓄物資階層が離れている場合は、備蓄物資の一部を執務室の近く(=上層階)に保管するなど、エレベーター停止に備え処置をこざる。

※出典:総務省「備蓄物資の保管の適正化など」(平成26年報告書)より

※出典元「東京事業所防災実践マニュアル」P90～P95
「3.備蓄や非常用設備を備えるべし」より



◀東京事業所
防災実践
マニュアル
はこちら

東京都からのお知らせ

東京都では**一斉帰宅の抑制**について、日ごろからイメージしてもらうために【ガチャピンとムック】がわかりやすく解説する動画を作成しております。本動画はどなたでも無料で、ご都合のよいタイミングで視聴いただけます。下記のリンクまたはQRコードからぜひご覧ください。

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/1006183/index.html

